



山形県公報

平成21年6月30日(火)
第2055号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……781
- 山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……782

### 告 示

- 最上地区広域連合の規約の変更の許可……………(市町村支援課) ……783
- 基本測量の実施の通知……………(管理課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……784

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 警備業施行細則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税政課) ……786
- 社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況……………(管財課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域支援課) ……787
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁地域支援課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(出納局) ……同
- 平成22年度山形県立高等学校の入学者募集……………(教育委員会) ……789

### 正 誤

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第50号

#### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「に係る」を「並びに法第33条の6第1項に規定する住居(以下「自立援助ホーム」という。)において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施(以下「児童自立生活援助の実施」という。)に係る」に改め、同項第12号及び同条第2項第6号中「措置に係る」を「措置並びに児童自立生活援助の実施に係る」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (5) 本人が児童自立生活援助の実施を受ける場合 本人に係る階層区分に応じ、別表第2に定める額

第5条第3項第3号中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は本人が児童自立生活援助の実施を受ける場合」に改める。

別表第1の備考第1項第3号中「第314条の7、」を「第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに」に改め、「次表」及び「次表及び」を削り、同項第8号中「、所得税法」を「、所得税法第78条第2項第1号、」に、「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項」に、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

|       |                                                      |   |                                                                               |          |
|-------|------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 別表第2中 | 「<br>通所以外（母子生活支援施設への入所を除く。）<br>通所及び母子生活支援施設への入所<br>」 | を | 「<br>通所以外（母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居を除く。）<br>通所、母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居<br>」 | に改め、同表の備 |
|-------|------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------|----------|

考第1項第3号中「均等割の額」を「均等割の額（当該均等割の額の計算に当たっては、地方税法第323条の規定による市町村民税の減免があつた場合に、当該減免に係る額が同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとし、同法第323条の規定による市町村民税の減免があつた場合は、所得割の額から当該減免に係る額（当該減免に係る額が所得割の額を超えるときは、当該減免に係る額のうち当該所得割の額に相当する額）を控除して得た額を所得割の額とする。以下この表において同じ。）を超えるときは、均等割の額から同法第323条の規定による市町村民税の減免に係る額のうち所得割の額を超える額を控除して得た額とする。）」に改め、同項第8号中「第92条第1項及び」を「第78条第1項及び第2項（地方税法第314条の7第1項第2号に該当する寄附金に係る場合に限る。）、第92条第1項並びに」に、「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項」に、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改め、同備考第4項、第6項、第8項及び第9項中「徴収金の額」を「徴収金等の額」に改め、同備考第10項を次のように改める。

10 法第23条の規定により母子生活支援施設に入所し、又は法第27条第1項の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童が、同時に同項の規定により情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合は、当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設への通所に係る徴収金等の額は、0円とする。

別表第4の備考第1項第3号中「、所得税法」を「、所得税法第78条第2項第1号、」に、「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項」に、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号ル中「に係る」を「並びに法第33条の6第1項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施（以下「児童自立生活援助の実施」という。）に係る」に改め、同号ヲ及び同表総合支庁長の項委任事項の欄第4項第1号へ中「措置に係る」を「措置並びに児童自立生活援助の実施に係る」に改める。

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第51号

山形県母子保健法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県母子保健法の施行に関する規則（昭和63年1月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項第3号中「第314条の8、」を「第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに」に改め、同項第8号中「、所得税法」を「、所得税法第78条第2項第1号、」に、「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項」に、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

## 附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

---

**告 示**

---

**山形県告示第639号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、最上地区広域連合の規約の変更を次のとおり許可した。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可年月日  
平成21年6月22日
- 2 施行年月日  
平成21年6月22日
- 3 主な変更内容  
広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目中「重度心身障害（児）者、乳幼児及び母子家庭等医療給付事業」を「重度心身障がい（児）者、子育て支援及び母子家庭等医療給付事業」に改める。

**山形県告示第640号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間  
平成21年7月24日から平成22年3月26日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備業務）

**山形県告示第641号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成21年6月17日から平成22年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級及び4級基準点測量）

**山形県告示第642号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年6月30日から同年7月13日まで縦覧に供する。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 286号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------|---|------|----------|---------|
| 山形市大字新山字新屋敷51番1から |   | 旧    | 20.0メートル | 404メートル |
| 同 字北久保140番11まで    |   |      | 8.6      |         |
| 同                 | 上 | 新    | 21.2メートル | 同上      |
|                   |   |      | 14.6     |         |

## 山形県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成21年6月30日から同年7月13日まで縦覧に供する。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 東根市大字荷口字北野2287番6から  
同 2290番12まで
- 3 供用開始の期日 平成21年6月30日

## 公安委員会関係

### 規 則

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

山形県公安委員会  
委員長 加 藤 有 倫

## 山形県公安委員会規則第7号

## 警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（護身用具の携帯の禁止及び制限）

第6条 法第17条第1項の規定により、警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯を禁止する護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

(1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

| 長 さ                     | 重 量      |
|-------------------------|----------|
| 30センチメートルを超え40センチメートル以下 | 160グラム以下 |
| 40センチメートルを超え50センチメートル以下 | 220グラム以下 |
| 50センチメートルを超え60センチメートル以下 | 280グラム以下 |
| 60センチメートルを超え70センチメートル以下 | 340グラム以下 |
| 70センチメートルを超え80センチメートル以下 | 400グラム以下 |

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 80センチメートルを超え90センチメートル以下 | 460グラム以下 |
|-------------------------|----------|

- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

| 長 さ                       | 重 量      |
|---------------------------|----------|
| 90センチメートルを超え100センチメートル以下  | 510グラム以下 |
| 100センチメートルを超え110センチメートル以下 | 570グラム以下 |
| 110センチメートルを超え120センチメートル以下 | 630グラム以下 |
| 120センチメートルを超え130センチメートル以下 | 690グラム以下 |

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

- (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

- 2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条第1項に規定する競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

- 3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

(1) 法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

- (2) 検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

イ 空港

ロ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ハ 大使館、領事館その他の外交関係施設

ニ 国会関係施設及び政府関係施設

ホ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれがあるもの

ヘ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあるもの

- (3) 検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則第6条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、同条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム基盤導入及び運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569
- 3 落札者を決定した日 平成21年4月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 529,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年3月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成20年度の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事業実績
 

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 加入都道府県市区町村会員数 | 701              |
| 加入戸数          | 872,105 戸        |
| 共済委託契約金額      | 7,767,837,463 千円 |
| 火災共済掛金        | 1,054,808 千円     |
| 被災戸数          | 510 戸            |
| 火災共済給付金       | 405,361 千円       |
| 特定給付金         | 12,393 千円        |
| 復興建築助成戸数      | 295 戸            |
| 復興建築助成金       | 91,919 千円        |
| 住宅災害見舞戸数      | 759 戸            |
| 住宅災害見舞金       | 23,920 千円        |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 253              |
| 住宅防火施設整備補助金   | 120,423 千円       |
- 2 貸借対照表（平成21年3月31日現在）（単位：千円）
 

|               |           |
|---------------|-----------|
| I 資産の部        |           |
| 1 現金預金        | 86,626    |
| 2 有価証券        | 547,731   |
| 3 特定資産        |           |
| (1) 異常危険準備金資産 | 2,857,327 |
| (2) その他特定資産   | 1,543,339 |
| 4 不動産及び動産     | 330,019   |
| 5 その他資産       | 10,969    |
| 資産合計          | 5,376,011 |
| II 負債の部       |           |
| 1 共済契約準備金     | 3,367,018 |

|     |            |           |
|-----|------------|-----------|
| 2   | その他負債      | 117,907   |
| 3   | 退職給付引当金    | 121,351   |
|     | 負債合計       | 3,606,276 |
| III | 正味財産の部     |           |
|     | 正味財産合計     | 1,769,735 |
|     | 負債及び正味財産合計 | 5,376,011 |

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人国際平和まつり－YAMAGATA
  - (2) 代表者の氏名  
清野 然敬
  - (3) 主たる事務所の所在地  
寒河江市船橋町7番地の33
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、民族、人種、宗教、文化の相違を超え「人類一家族」の精神に基づき、国際文化交流と国際・国内の結婚を積極的に進め幸せな家庭を築き、少子社会の趨勢を打破して、健全にして豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人にこっと
  - (2) 代表者の氏名  
片桐 晃子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市大町17番37号 金子方
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の人々に対して、多様化した社会が必要とする子育て支援事業を行い、子育てと仕事を両立させる生活基盤の構築に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成21年8月10日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量
    - イ ノート型パソコン 615式
    - ロ デスクトップ型パソコン 43式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 仕様書による。
  - (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成21年7月28日（火）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook-sized personal computer : 615 and Desktop personal computer : 43

- (2) Time-limit for tender : 10:00A. M. August 10, 2009
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2721

平成22年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成21年6月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名                   | 設 置 学 科 | 入 学 定 員 |
|-------------------------|---------|---------|
| 山 形 県 立 米 沢 工 業 高 等 学 校 | 生 産 情 報 | 15      |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成22年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成22年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成22年3月卒業見込みの者  
(2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成21年8月10日（月）から8月14日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3か月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成21年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

平成21年8月20日（木）

(2) 面接期日

平成21年8月20日（木）学力検査終了後

## 6 合格発表

平成21年8月25日（火）午後3時予定

## 7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                      | 正                                  |
|------------|------------|-----|-------|------------------------|------------------------------------|
| 平成21. 4. 1 | 号外(17)     | 3   | 17    | 「条例」と言う                | 「条例」という                            |
| 同          | 同          | 7   | 下から1  | この規則は                  | この訓令は                              |
| 同          | 同          | 9   | 下から13 | 短時間勤務とする(週○時間<br>勤務)   | (職名)を命ずる<br>短時間勤務とする(週○時間<br>勤務)   |
| 同          | 同          | 同   | 下から11 | ○円を給する                 | 給料月額○円を給する                         |
| 同          | 同          | 同   | 下から6  | 短時間勤務とする(週○時間<br>○分勤務) | (職名)を命ずる<br>短時間勤務とする(週○時間<br>○分勤務) |
| 同          | 同          | 同   | 下から4  | ○円を給する                 | 給料月額○円を給する                         |
| 同          | 同          | 同   | 下から1  | この規則は                  | この訓令は                              |